

入 札 公 告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和7年 6月 3日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

（1）業務の名称及び数量

給与システム開発及び運用保守業務 一式

（2）業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

（3）履行期間

契約締結の日から令和14年9月30日までの間

（4）履行場所

契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

（2）政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

（3）県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（令和7年山口県告示第51号）に基づく資格審査において、システムの設計・開発並びにシステムの保守・維持・運用管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

（4）令和7年6月3日から同年7月14日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

（5）平成27年6月3日から令和7年6月3日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）の委託を受けて1に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有し

ていること。

3 契約条項を示す場所

山口市滝町1番1号 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

4 入札説明書及び仕様書の交付

令和7年6月3日午前9時から同月18日午後5時まで、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課のホームページの「給与システム開発及び運用保守業務総合評価一般競争入札の実施」に掲載することにより行う。

5 入札の方法

この入札は、政令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

6 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(1) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提出場所

山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

(3) 受領期限

令和7年7月14日午前10時（入札書を持参する場合は、令和7年7月14日午後2時）

7 入札を執行する場所及び日時

(1) 場所

山口市滝町1番1号 山口県庁12階 総合企画部1号会議室

(2) 日時

令和7年7月14日午後2時

8 入札保証金

免除する。

9 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 記名のない入札

(3) (1) から (2) までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

10 落札者決定基準

(1) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及び技術的能力に関する事項を総合的に評価することにより行う。

(2) 審査基準

ア 価格に関する提案の評価

入札書に記載された金額について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

イ 技術的能力に関する提案の評価

提案書に記載された業務実施方法、業務実施体制、技術提案等に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。

ウ 配点

価格評価（価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。）及び技術的能力評価（技術的能力に関する事項の評価をいう。以下同じ。）の配点については、次のとおりとする。

（ア）価格評価 250点

（イ）技術的能力評価 750点

エ 適否判定

入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、入札説明書で定めるところとする。

11 落札者の決定方法

（1）山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点（価格評価及び技術的能力評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。）を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、10の（2）エの適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者とししない。

（2）落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が2人以上あるときは、技術的能力評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、技術的能力評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

12 その他

（1）契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

（2）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（3）契約書の作成の要否

要

（4）入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和7年6月18日午後5時までに山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課に提出すること。なお、その確認結果を令和7年6月23日までに送付する。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 1に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面

（5）契約保証金

免除する。

- (6) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和7年6月9日午後5時までに山口県会計管理局会計課（電話 083-933-3915）に申請書を提出すること。
- (7) 詳細については、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課（電話083-933-1329）に問い合わせること。

13 Summary

- (1) Division in charge of the contract : Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Development, operation and maintenance of payroll calculation system
- (3) Performance period : From the date of agreement to September 30, 2032
- (4) Place of performance : Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture
- (5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice : Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
(Tel.083-933-1329)
- (6) Deadline for tender submission:10:00 A.M. July 14, 2025(If brought in person: 2:00 P.M. July 14, 2025)